

三重県のガイドラインにおける目安値（100Bq/kg、2,000Bq/kg）関連資料

① クリアランスレベル（基準）について

「100Bq/kg と 8,000Bq/kg の二つの基準の違いについて」（環境省廃棄物・リサイクル対策部）より引用

1. 原子炉等規制法に基づくクリアランス基準※（100Bq/kg）について

廃棄物を安全に再利用できる基準です。

運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリート、金属を想定し、原子力発電所や一般社会での再利用を推進するために定めた基準です。

廃棄物を再生利用した製品が、日常生活を営む場所などの一般社会で、様々な方法（例えばコンクリートを建築資材、金属をベンチなどに再生利用）で使われても安全な基準として、放射性セシウムについて 100Bq/kg 以下と定められています。

※ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する精錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則第2条

② 国及び大阪府における、埋立作業者が受ける線量の試算条件の概要及び試算結果

試算条件		国	大阪府
焼却灰の放射能濃度		8,000Bq/kg	2,000Bq/kg
処分場	埋立面積	4万 m ²	無限平面
	埋立深さ	10m	3m
	即日覆土	毎日 15cm	<u>なし</u>
作業員	1日の作業時間	4時間	<u>6時間</u>
	年間作業日数	250日	250日
重機による遮蔽		遮蔽があり、 受ける線量が 0.4倍に軽減される	<u>遮蔽がなく、 軽減しない</u>

↓

↓

試算結果

埋立作業者が受ける線量	0.78mSv/年	0.86mSv/年
-------------	-----------	------------------